明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕
○自動車運送事業者等の判断基準となるべき事項の全部を改正する告示（国土交通八一七）　一
〔公告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　四
特殊法人等
独立行政法人製品評価技術基盤機構
計量法第百二十一条の一一の規定に基づく認定、日本年金機構入札、企業年金基金変更関係　五
地方公共団体
公債償還（東京都区）、行旅死亡人関係　五
会社その他
会社決算公告　六

告示

○国土交通省告示第八百十七号

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成四年法律第七十号）第三十一条第二項の規定に基づき、自動車運送事業者等の判断基準となるべき事項の全部を改正する告示を次のように定める。

平成二十二年八月三日

国土交通大臣　前原　誠司

自動車運送事業者等の判断基準となるべき事項の全部を改正する告示

自動車運送事業者等の判断基準となるべき事項（平成十四年国土交通省告示第三百四十六号）の全部を次のように改正する。

自動車運送事業者等の判断基準の基準となるべき事項

第１　趣旨

大都市地域における自動車交通に起因する窒素酸化物及び粒子状物質による大気汚染は、自動車単体対策の強化、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成４年法律第70号。以下「特別法」という。）に基づく車種規制の実施等、各種の対策を推進してきた結果、低減する傾向にある。しかしながら、大都市地域の一部の地区においては、自動車交通の集中、道路の構造上の問題等により、大気環境の改善が阻害されており、長期間にわたり二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る大気環境基準が達成されていない状況にある。また、車種規制の対象外である窒素酸化物対策地域及び粒子状物質対策地域（以下「対策地域」という。）の外から対策地域内への流入車が、対策地域における大気環境に悪影響を与えており、長期間にわたり大気環境基準が達成されていない地区における大気汚染の一因となっている。

こうした状況を踏まえ、従来の対策に加え、大気環境基準が達成されていない地区における大気環境の改善を図るための重点的な対策を講ずるとともに、流入車を使用する事業者による自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質（以下「自動車排出窒素酸化物等」という。）の排出の抑制のための新たな措置を創設することにより、このような地区について、可能な限り早期に大気環境基準を達成するとともに、既に大気環境基準が達成されている地域については、その状況を維持するため、特別法が改正されたところである。

この自動車運送事業者等の判断の基準となるべき事項は、特別法第31条第１項の規定に基づき、対策地域における自動車排出窒素酸化物等による大気の汚染の防止を図るため、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定による自動車運送事業者及び貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号）の規定による第二種貨物利用運送事業を経営する者（以下「自動車運送事業者等」という。）の事業活動に伴う自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制のために必要な計画的に取り組むべき措置その他の措置に関し定めるものである。

第２　取組方針の作成とその効果等の把握

自動車運送事業者等は、事業活動に伴う自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制のための措置を計画的かつ効果的に行うよう、以下のように取り組むこととする。

①　自らの事業活動に伴う自動車排出窒素酸化物等の排出の実態について把握した上で、排出の抑制のための自主的な排出量に関する目標及びその達成に向けて講ずべき措置の方針を作成する。

②　①に基づき具体的な措置を講ずる。

③　②の措置の実施状況及びその効果を把握する。

④　③を踏まえた上で当初作成した目標及び措置の方針を再検討し、更に効果的な取組を行う。

また、以上のような措置を行うために必要な自動車の使用状況等について記録化を行うこととする。

なお、実際に講じた措置については、環境報告書に記載するなどにより、積極的に公表するよう努めることとする。